

Q 現在うつ病で通院中です。
働けないので障害年金を受給したいのですが、
うつ病では貰えないと聞きました。



A うつ病だから障害年金が絶対に貰えないという事はありません。国
が定める納付要件を満たし、障害等級に該当する程度の状態で、認
定日(初診日から一年半)を経過していればうつ病でも受給可能で
す。(納付要件、認定基準等は日本年金機構のホームページに記載
されています)

なぜうつ病は貰えないとよく言われるのかというと、精神の病気は
数値等ではっきりと明確な判断基準を示せないためと考えられます。

また、初診日において国民年金制度に加入していたか厚生年金制
度に加わっていたかによっても該当する可能性が変わってきます。
(国民年金制度の場合は障害年金2級までしかありませんが、厚生
年金制度は3級まであります)

うつ病だから請求することを諦めるのではなく、まずは自分自身の
年金記録を確認し、請求が可能か確認をしてみましょう。

社会保険労務士

人事労務の専門家集団

社会保険労務士6名のほか、各種資格(※)を有する、実務
経験を積んだスタッフが集まっており、総勢16名で社会保
険の諸手続き・給与計算等通常の社会保険労務士業務の他、
採用サポート、社内研修、評価・人事制度構築業務など幅広く
対応しております。お気軽にご相談ください。

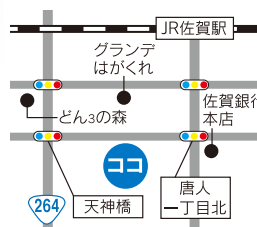
※行政書士、中小企業診断士、キャリアカウンセラー

※行政書士、中小企業診断士、キャリアカウンセラー



社会保険労務士法人
きたむら事務所
KITAMURA SR OFFICE

代表社員 北村 鐵夫
(中小企業診断士・社会保険労務士・行政書士)
代表社員 北村 眞士
(社会保険労務士・キャリアカウンセラー・企業年金プランナー)
佐賀市天神1丁目2番55号 益本天神ビル6F
☎0952-20-7111
http://kitamura-office.jp/



確定拠出年金セミナー
(予約制)

毎月第4火曜日 10:00~12:00
(午後は個別相談も承ります。)(受付:村山)

**外国人技能実習生を
導入するための
職場環境整備
アセスメントセミナー**

※詳細はお問い合わせ下さい。